

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 オーエスジーコーポレーション 株式会社OSGコーポレーション
 住所 大阪市北区天満一丁目26番3号
フリガナ 代表者氏名 ヤマダ ケイスケ 代表取締役 山田 啓輔
 電話番号 06-6357-0101
 FAX番号 06-6357-0106
 メールアドレス Ejison@osg-nandemonet.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

オーエスジーコーポレーション

株式会社OSGコーポレーション

大阪市北区天満一丁目26番3号

ヤマダ ケイスケ

代表取締役 山田 啓輔

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	オーエスジーコーポレーション 株式会社OSGコーポレーション		
住所	〒530-0043 大阪市北区天満一丁目26番3号		
フリガナ 代表者の氏名	ヤマダ ケイスケ 代表取締役 山田 啓輔		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
(1) ・代表者の変更	代表取締役 溝端 雅敏	代表取締役 山田 啓輔	令和3年4月27日
(2) ・役員の変更	代表取締役 溝端 雅敏	取締役 溝端 雅敏	令和3年4月27日
	取締役 山田 啓輔	代表取締役 山田 啓輔	令和3年4月27日
	(就任)	取締役 大垣 雅宏	令和3年4月27日
	(就任)	取締役監査等委員 奈良 利彦	令和3年4月27日
	(就任)	取締役監査等委員 山口 克隆	令和3年4月27日
	(就任)	取締役監査等委員 岡村 英祐	令和3年4月27日
	取締役監査等委員 藤沢 和一	(退任)	令和3年4月27日
	取締役監査等委員 坂本 守孝	(退任)	令和3年4月27日
	取締役監査等委員 遠藤 富祥	(退任)	令和3年4月27日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社OSGコーポレーション
住 所 大阪市北区天満一丁目26番3号
代表者氏名 代表取締役 山田 啓輔

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

株式会社 O S G コーポレーション 定 款



令和 3年	4月27日	改訂
平成29年	4月27日	改訂
平成25年	4月24日	改訂
平成24年	4月25日	改訂
平成22年	4月28日	改訂
平成21年	4月28日	改訂
平成19年	4月26日	改訂
平成18年	4月26日	改訂
平成16年	4月27日	改訂
平成15年	4月25日	改訂
平成15年	4月24日	改訂
平成14年	5月 1日	改訂
平成14年	4月25日	改訂
平成11年	4月23日	作成
昭和45年	8月20日	公証人認証
昭和45年	8月29日	会社設立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、商号を株式会社 OSGコーポレーションと称し、英文では OSG CORPORATION CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 家庭用・業務用浄水器及び医療用生成器（電解水生成器）の製造、販売並びに取付工事
2. 家庭用・業務用電気治療器の製造、販売
3. 空気清浄機の製造、販売並びに取付工事
4. 医療機器、健康機器、家庭用電気器具の販売
5. 給水装置の製造、販売
6. 浄水機器により濾過、浸透した水の精製、販売
7. 清涼飲料水及び飲料水の製造、販売
8. 浄水機器に関連するポンプ・コップ・ペットボトルその他の容器の製造、販売及び取付工事
9. 水処理装置全般の設計、施工及び製造、販売、点検、保守、修理、管理、化学洗浄工事
10. 冷暖房機器、給排水設備及びウォータークーラーの輸出入及び国内販売、設計、施工、点検、保守、修理、管理
11. 医療機器の清掃及び付帯設備の点検、保守、修理、管理
12. 経営、情報、その他にまつわるコンサルティング業務及びマーケティング業務
13. 介護福祉機器、介護用品の販売及びレンタル事業
14. 食料品・日用品雑貨の製造、販売
15. 土木建築工業事業
16. 電気工事業
17. マリンスポーツ用品、キャンプ用品、スポーツ用品、スポーツ用トレーニング機器、運動競技用具及びスポーツ用衣服の製造、販売及び賃貸
18. 官公庁から委託を受けて行う老人・身体障害者の食事の世話、洗濯、掃除、医療機関への連絡、通院介助、介護等に関する業務
19. 化粧品の販売
20. 不動産の賃貸
21. 網戸集塵器等家庭設備機器の販売
22. 損害保険代理業
23. 生命保険代理業
24. 損害保険及び生命保険の募集に関する業務
25. 貴金属・宝石の販売

- 26. スポーツ施設の経営及び経営指導
- 27. 書籍、雑誌等の出版及び出版物の販売
- 28. 映画、ビデオソフトの企画、製作
- 29. 各種イベントの企画、立案、実施
- 30. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- 31. 下記物品および付属品の輸出入業
浄水機器、日用品雑貨、食料品、飲料品、医薬品、医薬部外品、衣料品、農畜産物、水産物、鋼材、建築資材、家具、インテリア製品、スポーツ用品、食料品加工機械、工作機械、工具、金物、電子応用医療機器、化学薬品、ガス等の燃料類、計量器、計測器、電子計算機及びその部品
- 32. 電子商取引に関するシステムの構築、販売、設置工事及び運営
- 33. ソフトウェア及びコンピュータープログラムの企画、制作、販売
- 34. 広告代理業
- 35. 食品添加物及び粉末飲料の製造、販売
- 36. 建築物の設計、工事監理
- 37. 自動車の販売
- 38. カタログ及びインターネットによる通信販売
- 39. 各種商品のレンタル及びリース
- 40. 酒類の販売
- 41. 再生可能エネルギーを利用した発電業務及び電力の販売
- 42. 介護サービス事業
- 43. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は17,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主権の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会が定める代表取締役が招集し、議長となる。

取締役会が定める代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、

他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。②
当会社
社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第24条 取締役会の決議により、相談役又は顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。取締役会が定める代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意し

たときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任及び任期)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

②会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

③前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会におい

て再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第40条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。



本書は原本と相違ないことを証明いたします。

株式会社OSGコーポレーション
代表取締役 山田 啓輔

令和3年5月21日



履歴事項全部証明書

大阪市北区天満一丁目26番3号
株式会社OSGコーポレーション

会社法人等番号	1200-01-061514	
商号	株式会社オーエスジー・コーポレーション	平成10年 2月 1日変更
	株式会社OSGコーポレーション	平成15年 4月25日変更 平成15年 5月 1日登記
本店	大阪市天王寺区空堀町6番12号	
	大阪市北区天満一丁目26番3号	平成10年 2月 1日移転
公告をする方法	<p>当会社の公告方法は、電子公告とする。 http://www.osg-nandemonet.co.jp/ir/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	平成19年 4月26日変更
		平成19年 5月17日登記
会社成立の年月日	昭和45年8月29日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>家庭用・業務用浄水器及び医療用生成器（電解水生成器）の製造、販売並びに取付工事</u> 2. <u>家庭用・業務用電気治療器の製造、販売</u> 3. <u>空気清浄機の製造、販売並びに取付工事</u> 4. <u>医療機器、健康機器、家庭用電気器具の販売</u> 5. <u>給水装置の製造、販売</u> 6. <u>浄水機器により濾過、浸透した水の精製、販売</u> 7. <u>清涼飲料水の製造、販売</u> 8. <u>飲料水の販売</u> 9. <u>浄水機器に関連するポンプ・コップ・ペットボトルその他の容器の製造、販売及び取付工事</u> 10. <u>水処理装置全般の設計、施工及び製造、販売、点検、保守、修理、管理</u> 11. <u>冷暖房機器及び給排水設備の輸出入及び国内販売、設計、施工、点検、保守、修理、管理</u> 12. <u>ウォータークーラーの輸出入及び国内販売、点検、保守、修理、管理</u> 13. <u>医療機器の清掃及び附帯設備の点検、保守、修理、管理</u> 14. <u>経営、情報、その他にまつわるコンサルティング業務</u> 15. <u>介護福祉機器、介護用品の販売及びレンタル事業</u> 16. <u>水処理装置の化学洗浄工事</u> 17. <u>食料品・日用品雑貨の販売</u> 	

	<p>18. <u>土木建築工事業</u> 19. <u>電気工事業</u> 20. <u>ヨット・サーフィン・潜水器材・キャンプ用品及びスポーツ用品の販売</u> 21. <u>官公庁から委託を受けて行う老人・身体障害者の食事の世話、洗濯、掃除、医療機関への連絡、通院介助、介護等に関する業務</u> 22. <u>化粧品の販売</u> 23. <u>不動産の賃貸</u> 24. <u>網戸集塵器等家庭設備機器の販売</u> 25. <u>損害保険代理業</u> 26. <u>貴金属・宝石の販売</u> 27. <u>スポーツ施設の経営及び経営指導</u> 28. <u>スポーツ用トレーニング機器、運動競技用具、スポーツ用衣服の製造、販売及び賃貸</u> 29. <u>書籍、雑誌等の出版及び出版物の販売</u> 30. <u>映画、ビデオソフトの企画、製作</u> 31. <u>各種イベントの企画、立案、実施</u> 32. <u>各種マーケティング業務</u> 33. <u>労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業</u> 34. <u>下記物品及び付属品の輸出入業</u> <u>浄水機器、日用品雑貨、食料品、飲料品、医薬品、医薬部外品、衣料品、農畜産物、水産物、鋼材、建築資材、家具、インテリア製品、スポーツ用品、食料品加工機械、工作機械、工具、金物、電子応用医療機器、化学薬品、ガス等の燃料類、計量器、計測器、電子計算機及びその部品</u> 35. <u>電子商取引に関するシステムの構築、販売、設置工事</u> 36. <u>電子商取引に関するシステムの運営</u> 37. <u>ソフトウェア及びコンピュータープログラムの企画、制作、販売</u> 38. <u>広告代理業</u> 39. <u>食品添加物の製造、販売</u> 40. <u>粉末飲料の製造、販売</u> 41. <u>建築物の設計、工事監理</u> 42. <u>自動車の販売</u> 43. <u>カタログ及びインターネットによる通信販売</u> 44. <u>各種商品のレンタル及びリース</u> 45. <u>酒類の販売</u> 46. <u>再生可能エネルギーを利用した発電業務及び電力の販売</u> 47. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">平成25年 4月24日変更 平成25年 5月 8日登記</p>
	<p>1. 家庭用・業務用浄水器及び医療用生成器（電解水生成器）の製造、販売並びに取付工事 2. 家庭用・業務用電気治療器の製造、販売 3. 空気清浄機の製造、販売並びに取付工事 4. 医療機器、健康機器、家庭用電気器具の販売 5. 給水装置の製造、販売 6. 浄水機器により濾過、浸透した水の精製、販売 7. 清涼飲料水及び飲料水の製造、販売 8. 浄水機器に関連するポンプ・カップ・ペットボトルその他の容器の製造、販売及び取付工事 9. 水処理装置全般の設計、施工及び製造、販売、点検、保守、修理、管理、化学洗浄工事 10. 冷暖房機器、給排水設備及びウォータークーラーの輸出入及び国内販売、</p>

	<p>設計、施工、点検、保守、修理、管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1. 医療機器の清掃及び附帯設備の点検、保守、修理、管理 1 2. 経営、情報、その他にまつわるコンサルティング業務及びマーケティング業務 1 3. 介護福祉機器、介護用品の販売及びレンタル事業 1 4. 食料品・日用品雑貨の製造、販売 1 5. 土木建築工事業 1 6. 電気工事業 1 7. マリンスポーツ用品、キャンプ用品、スポーツ用品、スポーツ用トレーニング機器、運動競技用具及びスポーツ用衣服の製造、販売及び賃貸 1 8. 官公庁から委託を受けて行う老人・身体障害者の食事の世話、洗濯、掃除、医療機関への連絡、通院介助、介護等に関する業務 1 9. 化粧品の販売 2 0. 不動産の賃貸 2 1. 網戸集塵器等家庭設備機器の販売 2 2. 損害保険代理業 2 3. 生命保険代理業 2 4. 損害保険及び生命保険の募集に関する業務 2 5. 貴金属・宝石の販売 2 6. スポーツ施設の経営及び経営指導 2 7. 書籍、雑誌等の出版及び出版物の販売 2 8. 映画、ビデオソフトの企画、製作 2 9. 各種イベントの企画、立案、実施 3 0. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業 3 1. 下記物品及び付属品の輸出入業 浄水機器、日用品雑貨、食料品、飲料品、医薬品、医薬部外品、衣料品、農畜産物、水産物、鋼材、建築資材、家具、インテリア製品、スポーツ用品、食料品加工機械、工作機械、工具、金物、電子応用医療機器、化学薬品、ガス等の燃料類、計量器、計測器、電子計算機及びその部品 3 2. 電子商取引に関するシステムの構築、販売、設置工事及び運営 3 3. ソフトウェア及びコンピュータープログラムの企画、製作、販売 3 4. 広告代理業 3 5. 食品添加物及び粉末飲料の製造、販売 3 6. 建築物の設計、工事監理 3 7. 自動車の販売 3 8. カタログ及びインターネットによる通信販売 3 9. 各種商品のレンタル及びリース 4 0. 酒類の販売 4 1. 再生可能エネルギーを利用した発電業務及び電力の販売 4 2. 介護サービス事業 4 3. 上記各号に付帯関連する一切の業務 	<p>令和 3年 4月27日変更 令和 3年 5月11日登記</p>
<p>単元株式数</p>	<p>100株</p>	<p>平成14年 5月 1日変更 ----- 平成14年 5月 7日登記</p>
<p>発行可能株式総数</p>	<p>1760万株</p>	<p>平成13年 6月 1日変更 ----- 平成13年 6月 1日登記</p>

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 550万株	平成28年 1月20日変更
		平成28年 2月 1日登記
資本金の額	金6億100万円	平成13年 8月23日変更
		平成13年 8月27日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 平成21年10月13日変更	平成21年10月13日登記
役員に関する事項	取締役 <u>湯川剛</u>	平成29年 4月27日重任
		平成29年 5月12日登記
	取締役 <u>湯川剛</u>	平成30年 4月26日重任
		平成30年 5月 8日登記
	取締役 <u>湯川剛</u>	平成31年 4月25日重任
		令和 1年 6月 5日登記
	取締役 <u>湯川剛</u>	令和 2年 4月24日重任
		令和 2年 5月13日登記
取締役 <u>湯川剛</u>	令和 3年 4月27日重任	
	令和 3年 5月11日登記	

	<u>取締役</u>	<u>溝端雅敏</u>	平成29年 4月27日重任
			平成29年 5月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>溝端雅敏</u>	平成30年 4月26日重任
			平成30年 5月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>溝端雅敏</u>	平成31年 4月25日重任
			令和 1年 6月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>溝端雅敏</u>	令和 2年 4月24日重任
			令和 2年 5月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>溝端雅敏</u>	令和 3年 4月27日重任
			令和 3年 5月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田啓輔</u>	平成29年 4月27日重任
			平成29年 5月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田啓輔</u>	平成30年 4月26日重任
			平成30年 5月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田啓輔</u>	平成31年 4月25日重任
			令和 1年 6月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田啓輔</u>	令和 2年 4月24日重任
			令和 2年 5月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>山田啓輔</u>	令和 3年 4月27日重任
			令和 3年 5月11日登記

	<u>取締役</u>	<u>芦内泰幸</u>	平成29年 4月27日就任
			平成29年 5月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>芦内泰幸</u>	平成30年 4月26日重任
			平成30年 5月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>芦内泰幸</u>	平成31年 4月25日重任
			令和 1年 6月 5日登記
			令和 2年 4月24日退任
			令和 2年 5月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>奥村正孝</u>	平成29年 4月27日就任
			平成29年 5月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>奥村正孝</u>	平成30年 4月26日重任
			平成30年 5月 8日登記
<u>取締役</u>	<u>奥村正孝</u>	平成31年 4月25日重任	
		令和 1年 6月 5日登記	
		令和 2年 4月24日退任	
		令和 2年 5月13日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐藤八枝子</u>	令和 2年 4月24日就任	
		令和 2年 5月13日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐藤八枝子</u>	令和 3年 4月27日重任	
		令和 3年 5月11日登記	
<u>取締役</u>	<u>安岡正彦</u>	令和 2年 4月24日就任	
		令和 2年 5月13日登記	
<u>取締役</u>	<u>安岡正彦</u>	令和 3年 4月27日重任	
		令和 3年 5月11日登記	
<u>取締役</u>	<u>大垣雅宏</u>	令和 3年 4月27日就任	
		令和 3年 5月11日登記	

<u>取締役・監査等 委員</u> <u>取締役・監査等 委員</u>	<u>藤 沢 和 一</u>	平成29年 4月27日就任 ----- 平成29年 5月12日登記		
	<u>藤 沢 和 一</u>	平成31年 4月25日重任 ----- 令和 1年 6月 5日登記		
		令和 3年 4月 6日死亡	X	
		令和 3年 5月11日登記		
	<u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役) <u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役)	<u>坂 本 守 孝</u>	平成29年 4月27日就任 ----- 平成29年 5月12日登記	
		<u>坂 本 守 孝</u>	平成31年 4月25日重任 ----- 令和 1年 6月 5日登記	
		令和 3年 4月27日退任	X	
		令和 3年 5月11日登記		
<u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役) <u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役)		<u>遠 藤 富 祥</u>	平成29年 4月27日就任 ----- 平成29年 5月12日登記	
		<u>遠 藤 富 祥</u>	平成31年 4月25日重任 ----- 令和 1年 6月 5日登記	
		令和 3年 4月27日退任	X	
		令和 3年 5月11日登記		
	<u>取締役・監査等 委員</u>	<u>奈 良 利 彦</u>	令和 3年 4月27日就任 ----- 令和 3年 5月11日登記	0
		<u>山 口 克 隆</u>	令和 3年 4月27日就任 ----- 令和 3年 5月11日登記	0

取締役・監査等 委員	岡村英祐	令和3年4月27日就任
	(社外取締役)	令和3年5月11日登記
大阪市天王寺区城南寺町4番28号 代表取締役	湯川剛	平成29年4月27日重任
		平成29年5月12日登記
	湯川剛	平成30年4月26日重任
		平成30年5月8日登記
	湯川剛	平成31年4月25日重任
		令和1年6月5日登記
大阪市天王寺区城南寺町4番28号 代表取締役	湯川剛	令和2年4月24日重任
		令和2年5月13日登記
大阪市天王寺区城南寺町4番28号 代表取締役	湯川剛	令和3年4月27日重任
		令和3年5月11日登記
東京都調布市国領町一丁目35番地5 代表取締役	溝端雅敏	平成29年4月27日重任
		平成29年5月12日登記
	溝端雅敏	平成30年4月26日重任
		平成30年5月8日登記
東京都調布市国領町一丁目35番地5 代表取締役	溝端雅敏	平成31年4月25日重任
		令和1年6月5日登記
東京都調布市国領町一丁目35番地5 代表取締役	溝端雅敏	令和2年4月24日重任
		令和2年5月13日登記
東京都調布市国領町一丁目35番地5 代表取締役	溝端雅敏	令和3年4月27日退任
		令和3年5月11日登記
滋賀県大津市松が丘三丁目7番2号 代表取締役	山田啓輔	令和3年4月27日就任
		令和3年5月11日登記

	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成29年 4月27日重任 ----- 平成29年 5月12日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成30年 4月26日重任 ----- 平成30年 5月 8日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>平成31年 4月25日重任 ----- 令和 1年 6月 5日登記</p> <p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p> <p>令和 2年 4月24日重任 ----- 令和 2年 5月13日登記</p> <p>会計監査人 有限責任監査法人トーマツ</p> <p>令和 3年 4月27日重任 ----- 令和 3年 5月11日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成29年 4月27日変更 平成29年 5月12日登記</p>
吸収合併	<p>令和3年2月1日大阪市北区天満一丁目26番3号株式会社OSGコミュニケーションズを合併</p> <p>令和 3年 2月 2日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
監査等委員会設置会社に関する事項	<p>監査等委員会設置会社</p> <p>平成29年 4月27日設定 平成29年 5月12日登記</p>
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</p> <p>平成29年 4月27日設定 平成29年 5月12日登記</p>
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社</p> <p>平成18年 9月 1日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p> <p>平成12年 4月20日移記</p>

大阪市北区天満一丁目26番3号
株式会社OSGコーポレーション



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3年 5月21日

大阪法務局
登記官

岩 井 宏 之

